

# 温暖化防止活動支援事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額3.5億円

## 目的・意義

省エネルギー、代替エネルギー利用といった地球温暖化対策を国民各界各層に普及促進させるために、各都道府県の地球温暖化防止活動推進センターに（都道府県センター）において、**普及促進活動を担う人材の育成**を行います。

また、地域において地球温暖化対策の推進に寄与しているNGOやNPO法人などが実施している事業を検証し、**当該施策の全国への普及の可能性を検証**します。

## 事業内容

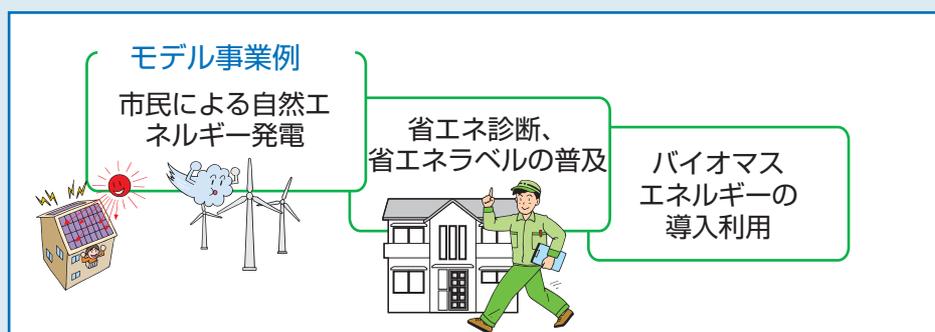
### (1) 地球温暖化防止活動推進員等への研修事業

都道府県センターが地球温暖化防止活動推進員に対して実施する、**特に有効な温暖化対策に関する診断・助言及び広報等の実施に必要な事項についての研修（研修用の教材作成を含む）**を促進します。なお、個別具体的な広報、普及啓発（例：低公害車のPRなど）を行うための事業は、本事業の対象にはなりません。



### (2) 地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業

地域においては、地球温暖化対策の推進に寄与しているNGOやNPO法人などが、地域の住民などと協同して実施している事業が多数あります。それらの事業の中で、**エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制対策に有効な施策を、モデル地域を定めて実地に検証し、効果の大きいと判断される施策を全国に普及展開させるためのモデル事業**を実施します。



## 委託内容

### 1. 委託対象者

- (1) 都道府県センター
- (2) NGO、NPO法人など

### 2. 委託内容

- (1) 地球温暖化防止活動推進員等への研修事業
- (2) 地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業

# 主体間連携モデル推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課)

18' 予算額5.4億円

## 目的・意義

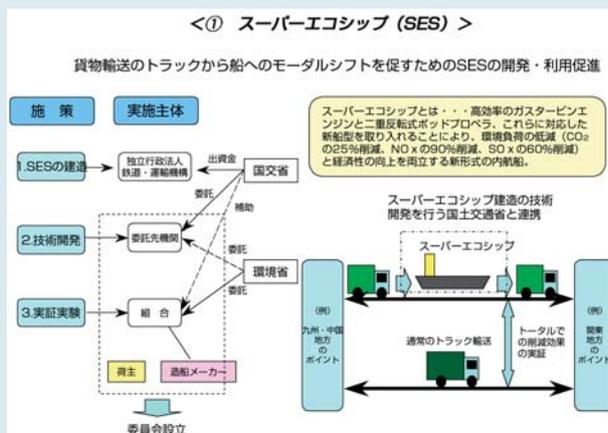
排出量が増大している民生・運輸部門におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策は、省エネ製品のメーカー・販売会社や公共交通機関などの供給サイドと消費者・ユーザーなどの需要サイドの取組の間にミスマッチがあると、十分な対策の効果が発揮されないという性格を有するものが多くあります。そこで、**メーカー、販売店、消費者など複数の主体が連携して対策効果を発揮できるような効果的な取組を行うモデル事業を、各省連携により推進し、具体的な成功事例を創出することにより、他の地域への幅広い普及を図ります。**

## 事業内容

運輸部門、業務部門、家庭部門で複数の主体が連携して実施する代エネ・省エネ事業として以下の5つのメニューを設けて公募し、これを第三者評価委員会で選定・採択し、採択した事業をモデル事業として民間企業等へ委託して行います。

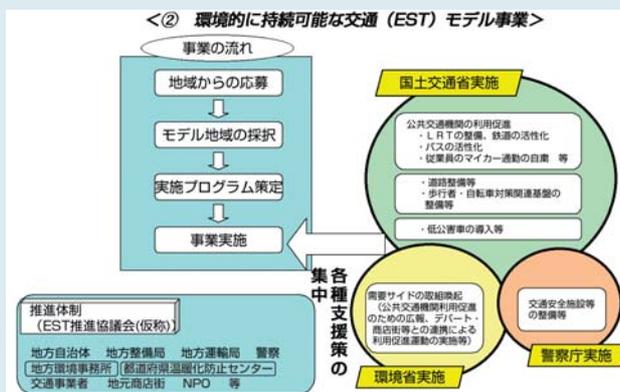
### 1 スーパーエコシップ (SES) の実証事業 (国土交通省との連携事業)

荷主と造船メーカーの連携により、貨物輸送のトラックからスーパーエコシップ (SES：通常の船より約25%のCO<sub>2</sub>排出量削減が期待される新型船) へのモーダルシフトを促すモデル事業を実施します。具体的には、スーパーエコシップの技術開発・実証実験を、荷主や造船メーカー等との連携のもとに行います。



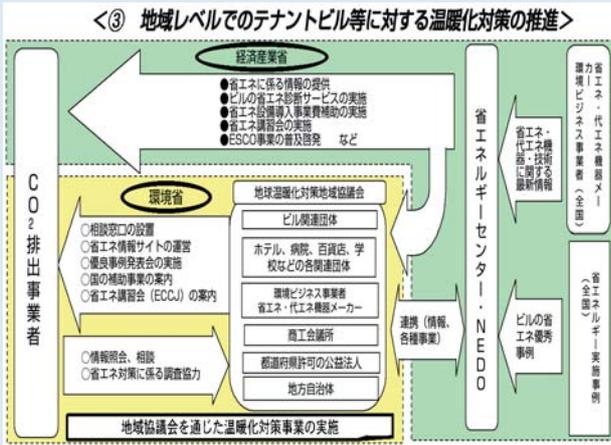
### 2 環境的に持続可能な交通 (EST) モデル事業 (国土交通省、警察庁との連携事業)

環境的に持続可能な交通 (EST：Environmental Sustainable Transport) の実現を目指す先導的な地域として、国土交通省が公募し選定したESTモデル事業の実施地域において、都道府県センターやNPO等との連携により、公共交通機関の利用促進のための広報やデパート、商店街等との連携による利用促進運動の実施などのCO<sub>2</sub>排出削減に向けた**需要者サイドの取組を促すモデル事業**を実施します。



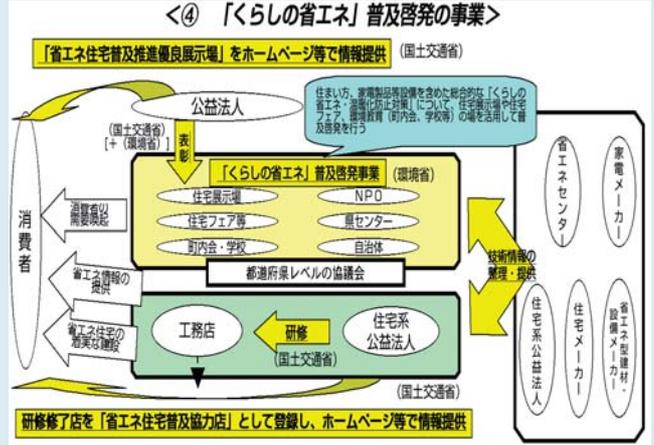
### 3 業務ビル（テナントビル等）の省エネ対策モデル事業（経済産業省との連携事業）

ビルオーナーとテナントとの連携により、省エネ対策をテナントビルに導入できるよう、地域協議会を設立し、地域協議会が省エネ対策に関する各種相談業務や紹介業務を行うモデル事業を実施します。



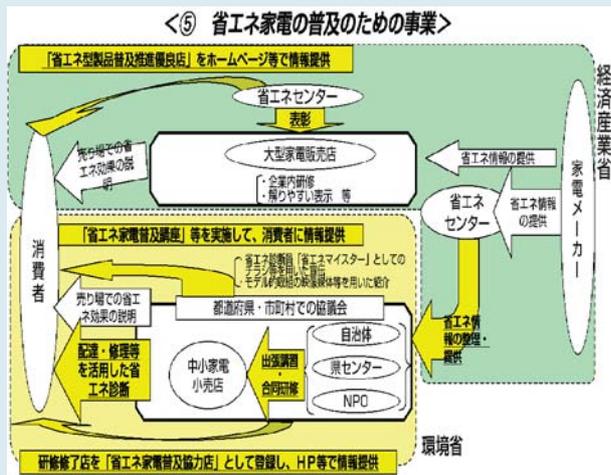
### 4 暮らしの省エネ（省エネ住宅）普及啓発事業（国土交通省との連携事業）

住宅メーカー、工務店、都道府県センター等の連携により、住宅展示場、住宅フェアなどの場を活用して、省エネ住宅、省エネリフォーム、太陽光発電、高効率給湯器などの代エネ・省エネ住宅設備の普及啓発を行うモデル事業を実施します。



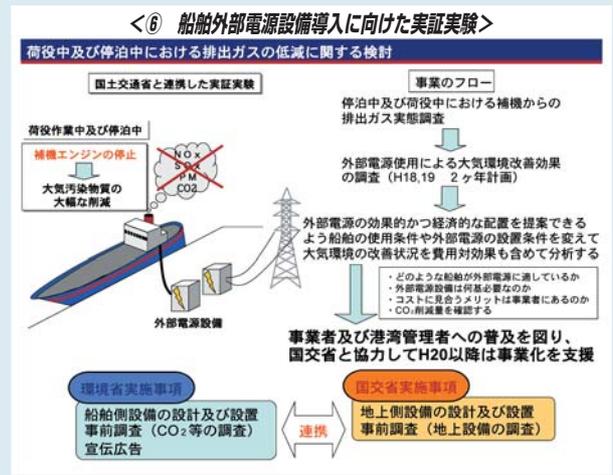
### 5 省エネ家電の普及啓発事業（経済産業省との連携事業）

家電小売店、都道府県センター、NGO等との連携により、中小家電小売店対象の講習・研修の実施や消費者への情報提供などの省エネ型製品の普及を促すモデル事業を実施します。



### 6 船舶外部電源設備導入に向けた実証実験（国土交通省との連携事業）

船舶外部の電源設備から船舶補機エンジンに電気を供給することにより、停泊中及び荷役中における補機エンジンからの排出ガスを低減し、温暖化対策と大気環境の改善を促すモデル事業を実施します。



## 委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 委託内容：上記に掲げた省エネ・代エネ対策のためのモデル事業

# CDM/JI事業調査

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額6億円

## 目的・意義

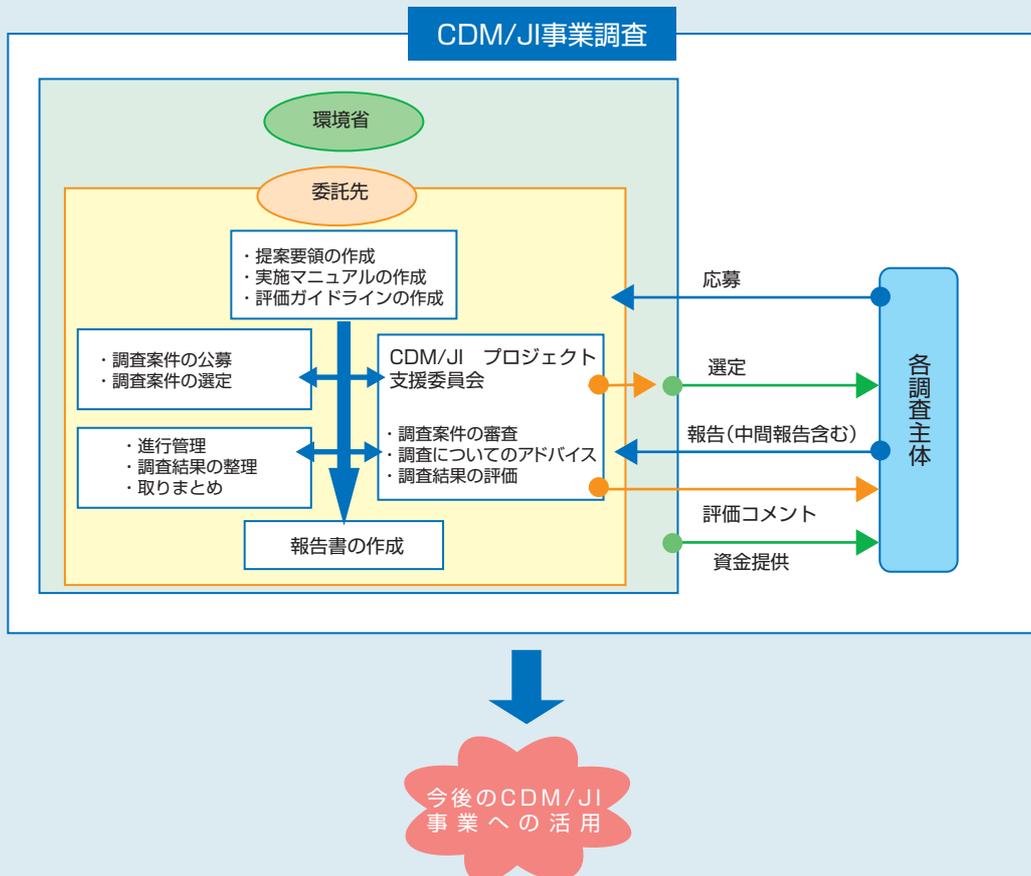
CDM/JIは、プロジェクト実施を通じて、途上国・市場経済移行国のCO<sub>2</sub>排出削減等を支援する国際貢献であるとともに、我が国のクレジットの取得につながり、京都議定書の約束達成にも資するものです。

本委託事業では、具体的なプロジェクトを発掘し、その実現可能性を調査するとともに、我が国事業者がCDM/JI事業に参画することを促進します。

## 事業内容

調査案件を公募し、CDM/JIプロジェクトとしての実現可能性の調査（フィージビリティ・スタディ）を行います。調査の実施手順としては、現地調査を行った上、排出削減見込み量を試算し、プロジェクト設計書（PDD）を作成します。

応募された案件は、CDM/JIプロジェクト支援委員会によって審査され、高い事業実施可能性が認められたものが採択されます。採択案件については、上記調査に取り組み、その後CDM/JIプロジェクトの事業化へとつなげていきます。また、今後の新たな事業案件の発掘にも貢献できるように、調査結果は広く一般に公表します。



## 委託内容

1. 委託対象者：民間団体（CDM/JIについて具体的なプロジェクトの調査を行うことのできる団体）
2. 委託内容：CDM/JI事業調査

# ソーラー・マイレージクラブ事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額0.3億円

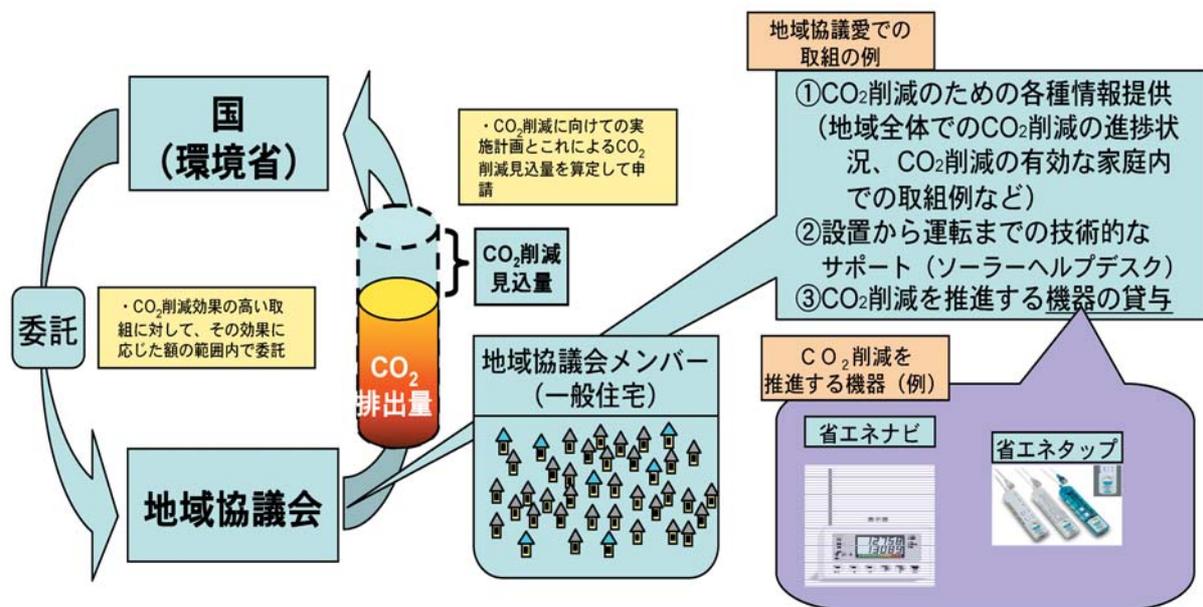
## 目的・意義

住宅における太陽光発電等の省CO<sub>2</sub>設備等の積極的な導入によるCO<sub>2</sub>削減を奨励する普及啓発活動・情報基盤整備を地域協議会等に委託して実施し、もって、地域における太陽光発電等の普及促進、及びそれを通じた面的な省CO<sub>2</sub>対策を推進します。

## 事業内容

### (1) 地域協議会による普及啓発事業

家庭部門におけるCO<sub>2</sub>排出量削減を進めるため、太陽光発電設備等の導入によるCO<sub>2</sub>削減を奨励する普及啓発事業を地域協議会に委託して実施し、これにより地域ぐるみで面的な省CO<sub>2</sub>対策を進めます。事業については公募を行い、その内容を助案し委託協議会を選定します。



### (2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業

実際に太陽光発電等を導入した住宅におけるCO<sub>2</sub>削減効果に関するデータの収集解析を実施し、太陽光発電システム等の普及促進のための情報整備を行う事業を委託して実施し、地域協議会による普及啓発事業と併せて情報の共有・充実を図ります。

## 委託内容

1. 委託対象者
  - (1) 普及啓発事業：地域協議会
  - (2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業：民間団体
2. 対象事業
  - (1) 普及啓発事業  
家庭部門におけるCO<sub>2</sub>削減を奨励する普及啓発事業
  - (2) 太陽光発電システム等普及促進情報整備事業  
太陽光発電システム等の普及促進情報整備事業